

障害者支援施設 丹頂の園 移転改築に伴うご寄付のお願い

社会福祉法人 釧路丹頂協会 障害者支援施設 丹頂の園は、皆様の多大なるご支援により昭和55年6月の開園以来43年目を迎えましたが、近年は、施設建物や設備の老朽化が顕著になってきております。

そのため、令和7年度の竣工を目標に市内益浦地区への移転改築(障害者支援施設丹頂の園・丹頂の園生活介護センター)を計画しております。

つきましては、今後の移転改築をはじめ、ご利用される方々へのサービス向上のための設備等の更なる充実を図るため、皆様のご寄付をその財源の一部として活かさせて頂きたいと存じます。

皆様には、主旨をご理解頂きまして、何卒ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

～ご寄付の手続きについて～

1. 「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、下記までご連絡下さい。また、その際、納入方法(下記①～③)についてもお知らせ下さい。「寄付申込書」につきましては、郵送・FAX・電子メールでご提出下さい。

※「寄付申込書」は、こちらからダウンロードできます。

〒084-0926
北海道釧路市鶴丘149番地2 障害者支援施設 丹頂の園 総務課
相談課(日曜日)
電話：0154-56-2031 / FAX：0154-56-2032
E-mail：tanchounosono149-2@jeans.ocn.ne.jp

2. 納入方法：① 口座振込み(口座情報をご案内いたします。)※大変恐縮ですが、振込手数料のご負担も合わせてお願い致します。

② ご持参(ご来園日をお知らせ下さい。) 受付時間：月～金曜日 午前9時から午後5時

※ご都合が合わない場合は、ご相談下さい。尚、その場合、誠に勝手ですが、領収書の発行は後日となる場合がありますのでご了承下さい。

③ ご集金(希望の日時をお知らせください。) 受付時間：月～金曜日 午前10時から午後5時

3. ご入金を確認後、領収書を発行致します。入金確認には、多少時間がかかる場合もございますので、ご了承下さい。

※領収書は、確定申告で寄付金控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管下さい。

～税制上の優遇措置について(令和5年1月以降)～

●個人の方

① 所得税の寄付金控除(所得控除・税額控除)

・当法人は、寄付金特別控除(税額控除)の指定施設ではありません。

・当法人への寄付金は、寄付金控除を受けることが出来る場合があります。

・寄付金控除を受けるためには、当法人が発行する領収書を添付して確定申告をする必要があります。

寄付金控除は、所得税の課税される所得金額の合計額から差し引く事ができる控除の一つです。控除額は以下の通りとなります。

(寄付金控除額＝その年中に支出した寄付金の額 - 2,000円)

※所得から控除できる寄付金額は、その年の総所得金額の40%相当額が上限となります。詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

② 住民税の寄付金控除

・所得税の課税される住民税所得割から控除の対象となります。(非課税および均等割のみの方は控除の対象となりませんのでご注意下さい)

以下の計算式で求めた金額が住民税から控除されます。

(寄附金-2千円)×10%(市民税6%、道民税4%)

・寄附金の支払額は総所得金額等の30%を上限となります。

・税務署に確定申告をすれば、自動的に控除されます。

・確定申告の必要がない場合には、市町村へ住民税の申告が必要です。詳細は、お住いの市町村にお問い合わせください。

●法人の場合

・当法人は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人です。

① 寄付金の損金算入

当法人への寄付金は、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することが出来、税制上の優遇措置を受けることが出来ます。

寄付金を損金算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書等所定の書類を添付すると共に、所定の書類を保存している必要があります。

詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

特定公益増進法人等に対する寄付金：

(特別損金算入限度額) = (資本金等の額×3.75/1,000 + 当該年度の所得の金額×6.25/100) × 1/2

※詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。